

## 中央公園さくらまつりマルシェ出店規約

### ■「中央公園さくらまつりマルシェ」の中止について

1. 不測の事態が生じた場合は、主催者（実行委員会）、会場責任者、各関係機関の協議により、「中央公園さくらまつりマルシェ」の全部または一部の運営を中止、一時中断、再開できるものとします。出店者はこの決定に従うものとし、主催者はこれによって生じた出店者および関係者の損害を補償しません。

#### 〈協議対象となる事象の事例〉

- ・ 気象状況悪化（台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令）
  - ・ 地震や火災の発生
  - ・ 熱中症・食中毒その他伝染病などの集団発生（各関係機関の指導があった場合）
  - ・ 危険物の発見・爆破予告などの発生
  - ・ その他、主催者、施設管理者、各関係者が危険または実施不可能と判断する事象が発生した場合
2. 「中央公園さくらまつりマルシェ」の中止、一時中断、再開の決定時期は次に掲げる通りとします。
    - ・ 14日前の社会情勢を加味した判断
    - ・ 7日前の社会情勢を加味した判断
    - ・ イベント前日までの状況判断
    - ・ イベント当日の朝8時での状況判断
    - ・ イベント準備中並びに本番中は適宜状況により判断

### ■出店位置の割り当て

1. 出店位置は、主催者が定めるブースの配置、形状に基づき、決定します。出店者は、その結果に従うものとします。
2. 出店者は、主催者が定めた出店スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
3. 主催者は、会場ならびに所轄の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令や出店 申込キャンセルなどがあった場合、出店位置を変更することができます。

### ■展示・販売に関する規約

1. 応募用紙に記載された法人・個人・団体および商品・サービスなどが出店対象

となります。

2. 出店者は、応募用紙に記載された法人・個人・団体および商品・サービスなどの出店内容などに変更が生じた場合、速やかに書面またはメールにて主催者に連絡し、許可を得なければなりません。
3. 販売・展示物などの搬入・搬出および展示方法、販売内容、販売方法などは、主催者の提供する「出店のルール」に規定され、出店者はこれを遵守しなければなりません。
4. 出店者は、通路など自社ブース以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また、近隣のブースを妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出店者はこれに従うものとします。
5. 出店者は、他の出店者の迷惑となる行為を行ってはいけません。その行為が来場者・出店者などに多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。
6. 出店者は、会場に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
7. 「中央公園さくらまつりマルシェ」開催中に来場者・出店者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出店中止または次回以降の出店申込拒否などを行う権利を持ち、出店者はこれに従うものとします。
8. 「中央公園さくらまつりマルシェ」開催中および開催後の出店者と来場者間における、現金の授受を伴う物品やサービスの提供（即売行為）・商談・契約内容などに関して主催者は一切その責を負いません。
9. 出店者が会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはいけません。出店者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

#### ■個人情報の取り扱いについて

1. 出店者は、販売などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。必ず「個人情報」の情報主体

から「同意」をとってください。

2. 出店者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
3. 出店者は、販売などを通じて取得した「個人情報」の情報主体から、「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。
4. 出店者が販売などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で、紛争などが生じた場合は、両方で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際、一切の責を負いません。

#### ■損害責任

1. 主催者はいかなる理由においても、出店者およびその雇用者・関係者が展示スペース および関連ホームページを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害 などに対し、一切の責を負いません。
2. 出店者はその従業員・関係者の故意・不注意の如何を問わず、会場内およびその周辺 の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
3. 出店された商品・サービスについて出店者と第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責を負いません。出店者はその費用と責任において、これを解決、処理し主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならないものとします。
4. 主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。
5. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

#### ■規約の更新

1. 主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約を変更した場合、全ての規約事項は変更後の規約に準ずるものとします。また、本規約の変更は、宮崎中央公園の指定管理者のホームページで告知されます。